

「南葛西小学校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」として捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和7年度の本校の「いじめ認知件数」について (令和7年11月末現在)

いじめは、「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

令和7年度の本校のいじめ認知件数は、昨年度と比べて減少傾向です。※引き続き、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

※「いじめ認知件数が高いから学校が落ち着いていない」や「認知件数が低いから心配いらない」ということではありません。むしろ認知件数が高いということは、いじめを積極的に認知しているとご理解ください。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校いじめ対策委員会を中心とし、いじめに組織的に対応しています。各学期に1回ずつ実施している「いじめアンケート」では、いじめの定義の確認や実際に起きた事例を紹介し、全ての児童に、いじめに対する意識を高める指導を行っています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。

